

令和6年度 第2回 部活動の地域移行のあり方検討委員会

日時 令和6年12月19日(木) 15:00

場所 神戸市総合教育センター701号室

議 事 次 第

1 開 会

開会あいさつ

2 協議・説明事項

(1)「KOBE◆KATSU」の進捗状況について

(2)活動団体の募集開始について(今後のスケジュール)

(3)意見交換

3 事務連絡

4 閉 会

目 次

・部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿	P 1
・部活動の地域移行のあり方検討委員会 開催要綱	P 2
・部活動の地域移行のあり方検討委員会 傍聴要綱	P 3

部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿

※敬称略 順不同

氏 名	役 職 等
あさ い ひろ ゆき 浅井 浩之	神戸市吹奏楽連盟 理事長
いし づか だい すけ 石塚 大輔	スポーツデータバンク(株) 代表取締役社長
お さか み ほ 小坂 美保	神戸女学院大学 体育研究室 准教授
みや ざわ きよ し 宮澤 清志	神戸市立中学校 PTA 連合会 会長
ふじ わら ひろ ゆき 藤原 宏行	神戸市民文化振興財団 常務理事
なか た すすむ 中田 進	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会 会長
わき いく ひろ 脇 郁博	神戸市スポーツ協会 常務理事
もり た ひろ ゆき 森田 啓之	兵庫教育大学大学院 生活・健康・情報系教育コース(保健体育) 教授
もり た ち あき 守田 智昭	神戸市立太田中学校校長
か とう ゆう じ 加藤 裕二	神戸市立葺合中学校教頭

部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱

令和6年6月 20 日
教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、特別の事項を検討する必要がある場合、教育長は、臨時の委員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第3条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時の委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長の指名)

第4条 教育長は、委員の中から委員長及び副委員長を指名する。

- 2 委員長は、検討委員会の進行をつかさどる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 条)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討委員会の傍聴については、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則(令和4年 11 月9日決裁)

この要綱は、令和4年 11 月 10 日より施行する。

附 則(令和6年6月 20 日決裁)

この要綱は、令和6年6月 21 日より施行する。

部活動の地域移行のあり方検討委員会傍聴要綱

令和6年6月 20 日
教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱(令和4年 11 月9日決定)第5条第2項の規定に基づき、部活動の地域移行のあり方検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に名前及び連絡先を記入することにより交付する。

2 所定の時間において第6条に定める定員を超えた場合は、傍聴受付票に記入した者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は 20 人とする。ただし、委員長が特に決める場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育委員会事務局学校教育部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則(令和4年 11 月9日決裁)

この要綱は、令和4年 11 月 10 日より施行する。

附 則(令和6年6月 20 日決裁)

この要綱は、令和6年6月 21 日より施行する。

(参考1)傍聴章

部活動の地域移行のあり方検討委員会
傍 聴 章
No. _____

(参考2)傍聴受付票

傍 聴 受 付 票 (No. _____)	
【会議名】第 回 部活動の地域移行のあり方検討委員会	
【開催日】令和 年 月 日 ()	
名 前	連絡先

～ やりたいことに、きっと出会える ～

KOBE◆KATSU（コベカツ）・・・始 動！

神戸市では、子供たちの選択の幅を広げ、多様なスポーツ・文化活動に参加できる機会を将来に渡って確保するため、「コベカツ」の開始に向けた取り組みを進めており、1 月 16 日から、「コベカツ」の担い手となる活動団体を募集します。

「コベカツ」が子供たちにとってワクワクするような活動となるよう、多くの皆様にご参画いただきたいと考えています。積極的な情報発信をよろしくお願いいたします。

■ 「コベカツ」開始の背景

（１）中学校部活動の状況

社会環境の変化とともに、部活動の状況が大きく変わっています。少子化が進む中で、種目や活動数など、学校ごとの格差が拡大し、子供たちの選択肢は少なくなる傾向にあります。また、価値観が多様化する中で、本来の技術指導よりもトラブル等への対応が増加するなど、教員が顧問を担う仕組みは限界に近づいています。子供たちや保護者のニーズも、より「楽しみたい」という意向に変化しており、現在の活動ではニーズに十分に答えることができなくなっています。

（２）部活動から「コベカツ」へ

神戸市では、関係する多くの方々に同じ目線で考えていただき、幅広く協力をお願いしながら取り組んでいくため、2026 年という期限を設定し、政令市では初めて、平日・休日ともに部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する「コベカツ」を開始できるよう取り組みを進めています。

■ 「コベカツ」についての発信の強化

（１）キービジュアルの決定

「コベカツ」の取り組みについて、子供たちや保護者の皆様にご理解いただくとともに、幅広く協力をいただきながら推進していくため、発信の強化に取り組めます。

このたび、キービジュアルを決定しましたのでお知らせします。

①ロゴマーク

子どもでも大人でもない「中学生」を生き生きとしたトーンで表現しました。

②ビジュアルデザイン

アーティストの AYAKA FUKANO さんのデザインにより、コベカツの楽しさやワクワク感を表現していただきました。上部には神戸の山並み、下部には神戸港をイメージしたカラーを配置しています。

AYAKA FUKANO さん（アーティスト） 東京都生まれ

2014 年よりアーティストとしての活動を始める。不規則ながらも迷いのない線とポップなカラーリングを持ち味に様々なアート作品を制作。愛をテーマに描かれる暖かい世界観は、国内外の幅広い層から支持されている。



Instagram

【キービジュアル】



(2) 専用ホームページの開設 <https://kobe-katsu.smartkobe-portal.com/>

「生徒・保護者」「参画を検討中の方」「企業」など、それぞれの立場の方々に、わかりやすい情報をお届けします。

①KOBE◆KATSU ニュース

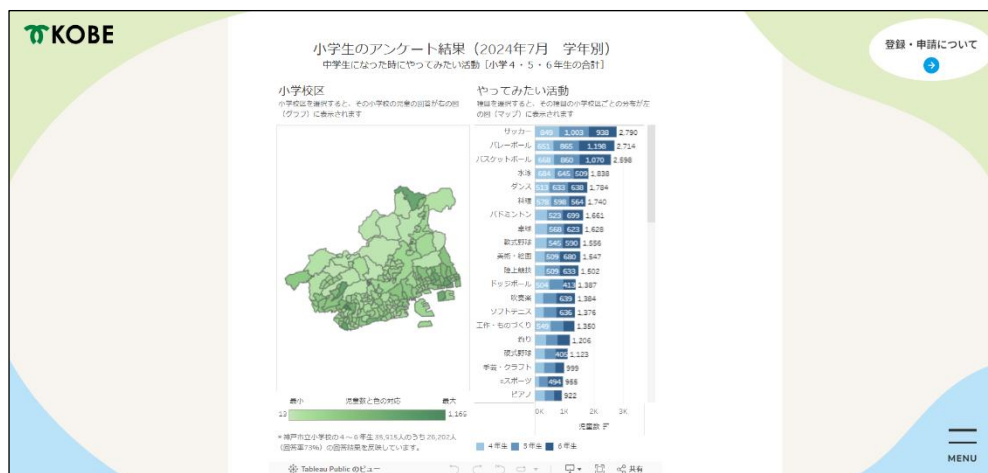
「コベカツ」に関する最新情報をお届けします。「コベカツ体験会」のレポートも順次掲載します。

②概要説明動画

「生徒・保護者」と「参画を検討中の方」向けに、「コベカツ」への理解を深めていただくため、動画を掲載しました。

③アンケート結果の活用

活動団体としての参画を検討される際に参考となるよう、本年7月に実施したアンケート結果をもとに、小学校区ごとのニーズを可視化したデータを掲載しました。



■ 活動団体「コベカツクラブ」の募集（2025 年 1 月 16 日（木曜）から）

（１）「コベカツクラブ」のあり方についての方針の策定

- ・各団体が「コベカツ」の活動・運営を行う際の指針となる「方針」を策定しました。
- ・各団体には、神戸市教育委員会の登録を経て、「コベカツクラブ」として活動いただきます。（年度ごとの更新制）
- ・団体の代表者は 18 歳以上（高校生は除く）とし、団体は 3 名以上で構成するものとします。（学生だけの構成は不可）
- ・活動開始までに全スタッフに必要な研修を受講いただくなど、「方針」に則って活動・運営いただきます。

（参考）「コベカツクラブ」のあり方についての方針

https://kobe-katsu.smartkobe-portal.com/static/pdf/kobekatsu_policy.pdf

（２）「コベカツクラブ」の募集（１回目）

- ・2025 年 1 月 16 日から、1 回目の「コベカツクラブ」の募集を行います。
- ・申請される団体は、ウェブページから必要事項を入力して登録申請を行っていただきます。申請方法は、専用ホームページからご確認ください。また、小学校区ごとの小学生のニーズのデータや、中学校ごとの現在の部活動の種目や部員数のデータ等を公表していますので、あわせてご参照ください。

【募集等スケジュール】

2025 年 1 月 16 日（木曜）	「コベカツクラブ」募集開始（第 1 回）
2 月 16 日（日曜）	応募の締め切り（第 1 回）
2 月中旬から 3 月上旬	審査（必要に応じて質問・確認等）
3 月中旬	審査結果通知（第 1 回）
3 月下旬	生徒・保護者に「コベカツクラブ」の周知
6 月頃（予定）	「コベカツクラブ」募集開始（第 2 回）
9 月頃から随時	可能なクラブにおいて先行実施
10 月頃（予定）	状況に応じて「コベカツクラブ」追加募集
2026 年 9 月	「コベカツクラブ」活動開始

（参考）KOBE◆KATSU（コベカツ）とは

「神戸の地域クラブ活動」＝「KOBE◆KATSU」（コベカツ）

「コベカツ」のコンセプト

- ◆ 校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ◆ これまでの部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動などニーズに合った活動の場を提供します。
- ◆ 子供たちが活動の主役となり、大人の価値観を押し付けません

※詳細は専用ホームページをご覧ください。<https://kobe-katsu.smartkobe-portal.com/>

BE KOBE

教育長会見

2024年12月16日

BE KOBE

～ やりたいことに、きっと出会える ～

KOBE◆KATSU（コベカツ） 始 動！

現在の中学校部活動の状況

1

部活動の選択肢が少ない・選べない

- ・学校ごとに種目や部活数にバラつきがある
- ・少子化による廃部・休部の加速

2

部活動に起因するトラブルの増加

- ・人間関係のトラブル、苦情、ケガの対応など負担が増大
- ・教員不足が深刻化の中で教員が顧問となる仕組みは限界

3

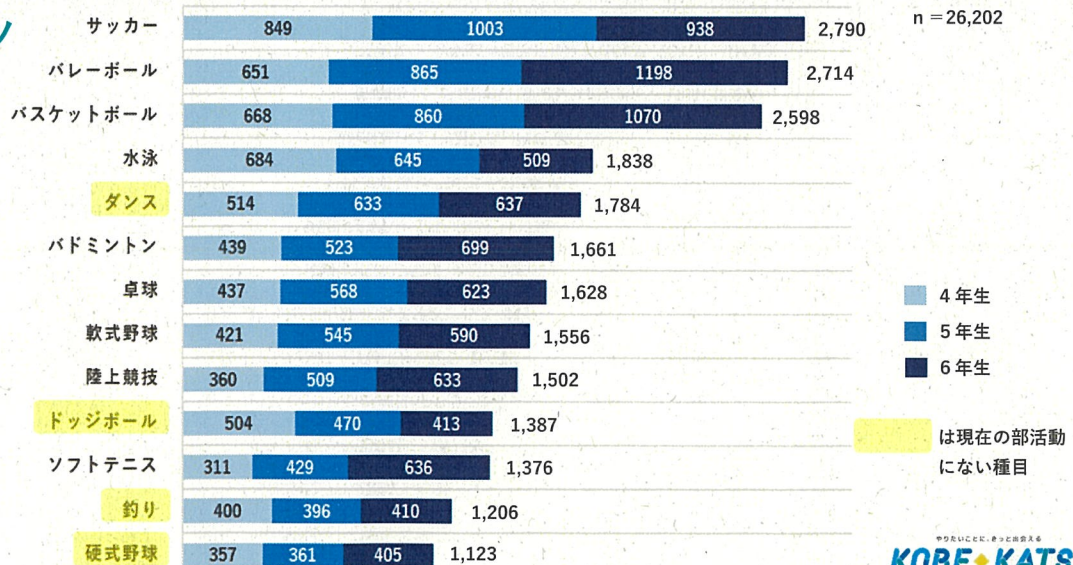
生徒・保護者の意識の変化

- ・生徒・保護者のニーズは、より「楽しむこと」に変化
- ・ダンス、料理、釣り、eスポーツなどの希望も

神戸市立総合教育センター
KOBE・KATSU

児童のニーズ（2024年7月アンケート）

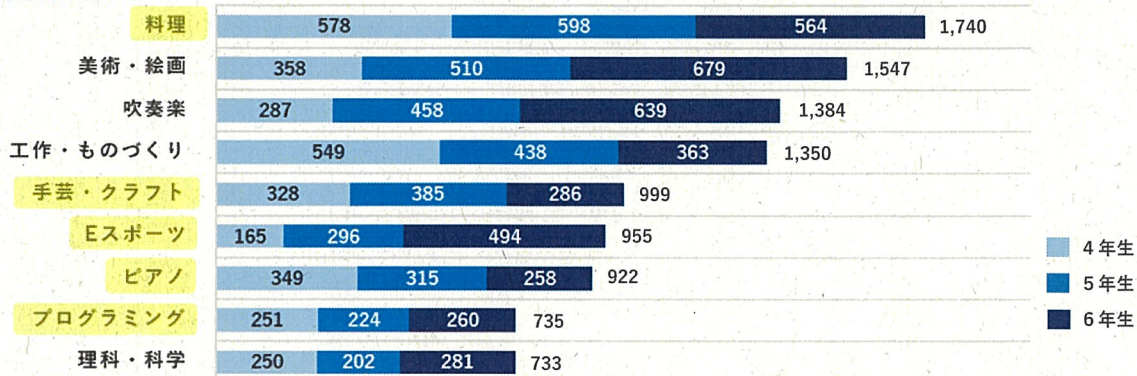
スポーツ



児童のニーズ（2024年7月アンケート）

文化活動

n = 26,202



は現在の部活動
にない種目

KOBE◆KATSU

部活動から「KOBE◆KATSU」へ

2026年に部活動を終了



平日を含めた取り組みは政令市初



平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する

コベカツ
「KOBE◆KATSU」を開始

- ・ 2026年という期限を設定し、関係する多くの方々に幅広く協力をお願いしながら取り組みを推進します。

※「KOBE◆KATSU」＝「神戸の地域クラブ活動」

KOBE◆KATSU

「KOBE◆KATSU」の目的

1

子供たちの選択の幅を広げます

- ・校区に関係なく、生徒が多様な活動から「やりたいこと」を主体的に選択して参加できる環境を将来に渡って確保

2

学校での教育活動を充実させます

- ・教員の負担を軽減し、本来業務に注力
- ・学校として、個々の生徒への支援や指導等を充実

3

多世代交流・地域の活性化につなげます

- ・中学生が地域の方々と一緒にスポーツ・文化活動を楽しんだり、地域の特性に応じた活動（伝統行事など）に参加

やりたいことに、きっと出会える
KOBE◆KATSU

部活動と「KOBE◆KATSU」の違い

	部 活 動	「コベカツ」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指導者	教員、部活動指導員	多様な人材、希望する教員（兼職兼業）
参加者	当該校の生徒	生徒等（参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保 険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

- ・運営主体として、地域の様々な団体に幅広く参画いただきます。
- ・運営に必要な最低限の費用は、保護者の皆様にご負担いただきます。

やりたいことに、きっと出会える
KOBE◆KATSU

「KOBE◆KATSU」の特徴

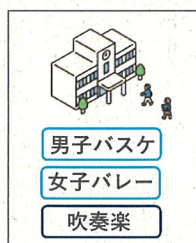
活動の種類（実施主体）			活動の主な目的	特徴
民間 クラブチーム	選手コース 普及クラス	民間	競技力向上 技術向上	資格を有した指導者等による 専門的指導
教室・講座	文化・スポーツ 教室	民間	技術・技能向上 趣味	資格を有した指導者等による 専門的指導
「コベカツ」	技術・技能向上を目指す クラブ	多様な 活動団体	技術・技能向上	競技経験のある指導者等による 専門的指導
	スポーツ・文化活動に親し むことを目的としたクラブ		機会確保 楽しむ・親しむ	趣味を一緒に楽しむような活動
	レクリエーションクラブ		趣味を楽しむ 多様な交流	

- ・技術・技能向上を目指す活動から、運動機会の確保、多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

神戸市にこそ、きっとある
KOBE◆KATSU

「KOBE◆KATSU」の特徴

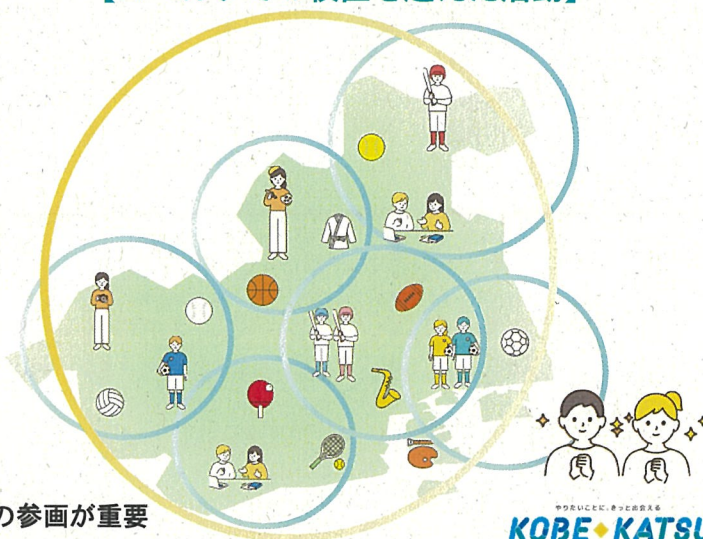
<これまでの学校部活動>



原則として生徒は
各校の種目から選択



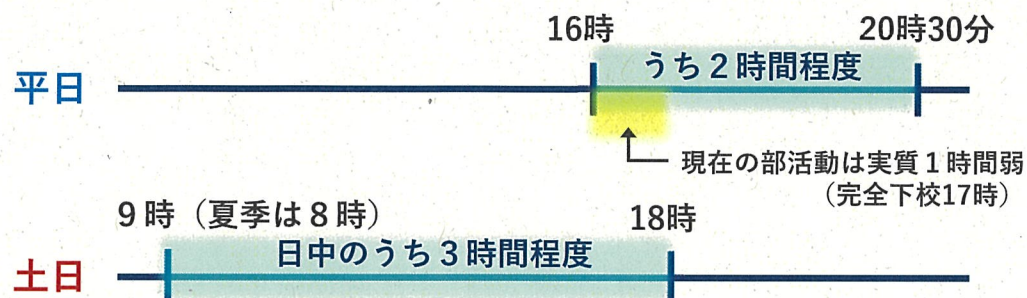
【コベカツでの校区を越えた活動】



実現のためには
幅広い活動団体の参画が重要

神戸市にこそ、きっとある
KOBE◆KATSU

「KOBE◆KATSU」の活動時間

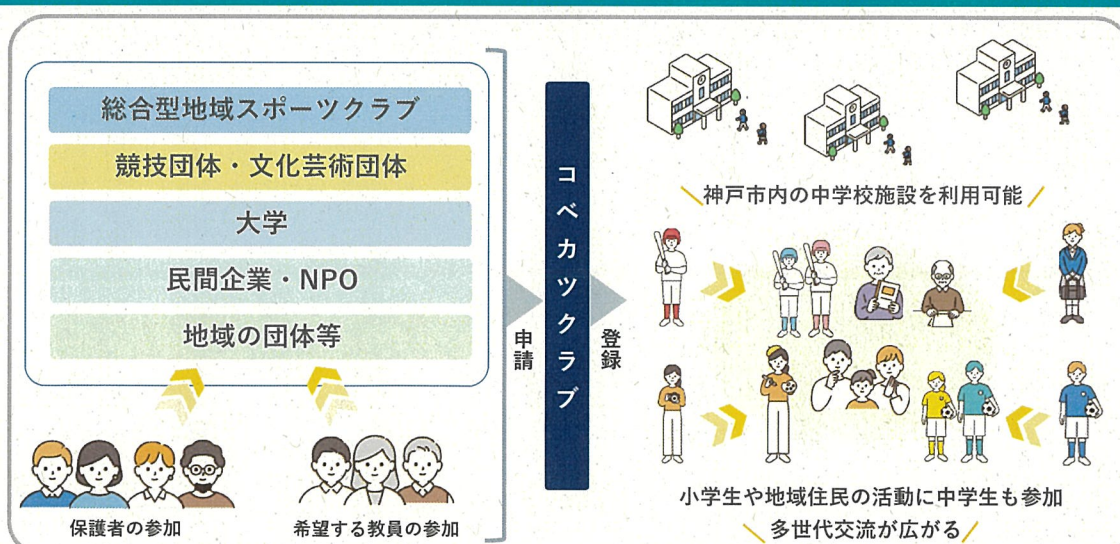


平日夜間の活動も可能

土日のみの活動も可能

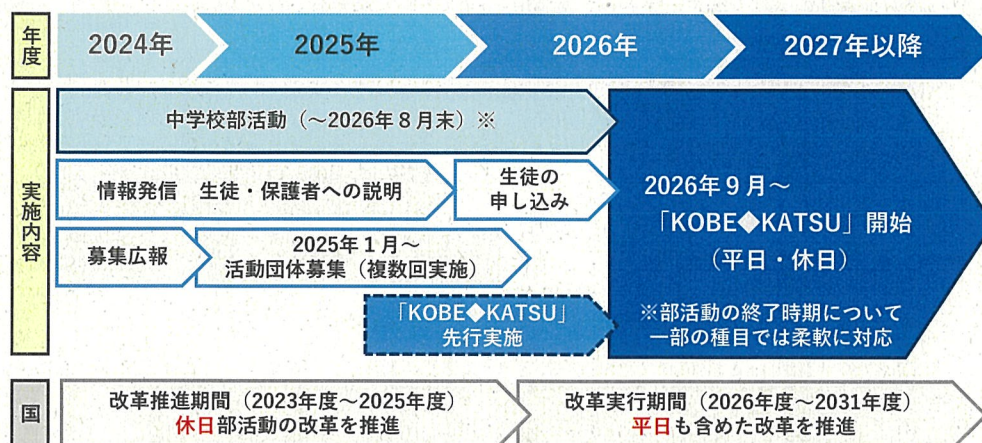
神戸をいかににぎやかに盛り上げる
KOBE◆KATSU

「コベカツ」の活動主体



神戸をいかににぎやかに盛り上げる
KOBE◆KATSU

スケジュール



神戸市立中央図書館
KOBE◆KATSU

BE KOBE

キービジュアルが決定しました



キービジュアルについて

ロゴマーク

- ・子供でもない大人でもない「中学生」をいきいきとしたトーンで表現

ビジュアルデザイン

- ・アーティストのAYAKA FUKANOさんのデザインにより、コベカツの楽しさやワクワク感を表現
- ・上部には神戸の山並み、下部には神戸港をイメージしたカラーを配置



やりたいことに、きっと出会える
KOBE KATSU

専用ホームページを開設しました



やりたいことに、きっと出会える

KOBE◆KATSU



生徒・保護者の皆さま向け情報 活動団体の皆さま向け情報 企業の皆さま向け情報 登録・申請について

コベカツニュース プライバシーポリシー

 スマートこうべ  KOBE BE KOBE

—
—
MENU

Copyright © City of Kobe. All rights reserved.

活動団体（コベカツクラブ）を募集します

「コベカツクラブ」のあり方についての方針の策定

各団体が活動・運営を行う際の指針となる「方針」を策定

「コベカツクラブ」とは

- ・神戸市教育委員会の登録を経て活動する団体（年度ごとの更新制）

スタッフの配置

- ・団体の代表者は18歳以上（高校生は除く）とし、**団体は3名以上で構成**する。（学生だけの構成は不可）
- ・複数の「コベカツクラブ」の運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができる。（指導者を兼ねる場合は要協議）
- ・希望する教員は兼職兼業の許可を得て活動が可能。

「コベカツクラブ」の主なルール

全スタッフの研修受講（必須）

- ・活動にあたる前に研修を受講
- ・熱中症予防、ハラスメント防止、中学生への指導等、安全管理など



会費（指導者の報酬＋消耗品費など）

- ・各活動団体が定める
- ・学校施設を利用いただくことで、可能な限り低廉な金額を設定



保険の加入（必須）

- ・生徒・指導者の保険加入（例：スポーツ安全保険 生徒800円／年）

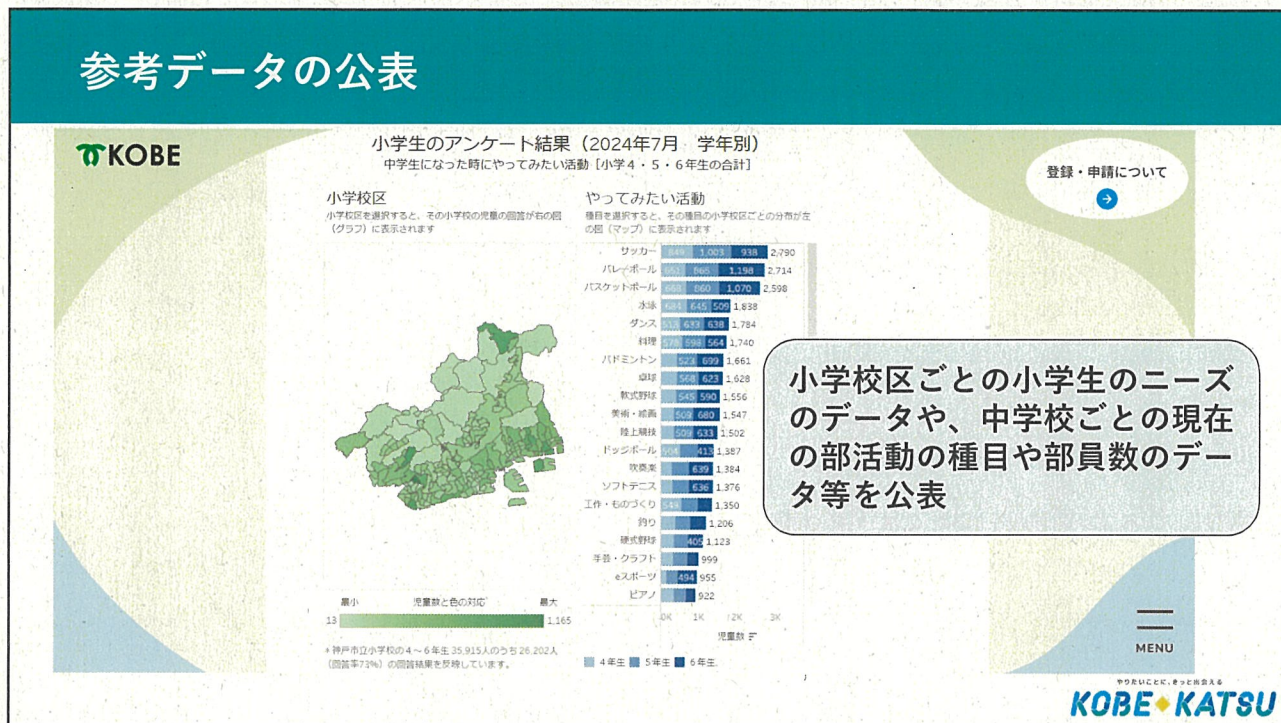
やりあひここに、きっと始まる
KOBE・KATSU

「コベカツクラブ」の応募資格

- 中学生が参加できること
- 営利が主目的ではないこと
- 安全確認、事故やトラブルの未然防止に努めること
- 体罰・暴言・ハラスメントを決して行わないこと
- 個人情報を適切に取り扱うこと
- 上記などのほか、「方針」に則った活動・運営を行うこと

やりあひここに、きっと始まる
KOBE・KATSU

参考データの公表



登録申請の方法

【申請の流れ】

e-KOBE

1. ウェブページから必要事項を入力して登録申請
2. 教育委員会の審査
3. 結果通知

【スケジュール】

- | | |
|-------|-----------|
| 1月16日 | 募集開始（1回目） |
| 2月16日 | 応募締め切り |
| 3月中旬 | 審査結果通知 |
| 3月下旬 | 登録クラブの周知 |
| 6月頃 | 募集開始（2回目） |

氏名

氏名カナ

郵便番号

住所

活動種目

責任者

責任者生年月日

責任者職業

会計担当者

活動頻度

活動時間・活動場所

会費

入退会方法

中学生以外の対象者

募集人数の上限

募集エリア

構成員

- ・コベカツクラブ名
 - ・所在地・電話番号
 - ・連絡責任者
 - ・事前確認事項（チェック）
 - ・活動種目
 - ・責任者
 - ・責任者生年月日
 - ・責任者職業
 - ・会計担当者
 - ・活動頻度
 - ・活動時間・活動場所
 - ・会費
 - ・入退会方法
 - ・中学生以外の対象者
 - ・募集人数の上限
 - ・募集エリア
 - ・構成員
- など

KOBE KATSU

活動団体の確保に向けた取り組み

- 1 ・現在の小学生が希望する活動をエリアごとに示してマッチングを図り、**複数回に渡って公募を実施**
- 2 ・現行部活動で部員数が多く、引き続き高いニーズが見込まれる種目について、**概ね区ごとに一定数のクラブを確保**できるよう調整
- 3 ・申請が少ない地域については、2回目以降の公募において、地域の団体や競技団体、保護者等に**個別に働きかけ**を実施

やうなことに、まっくつをえらぶ
KOBE◆KATSU

KOBE◆KATSUへの参画イメージ（例）

現在の部活動の種目ごとに、地域の中で指導できる方や、見守りできる方（保護者も可）を見つけていただくことで、部活動と同じような活動を続けることも可能です。



市内各団体の紹介

【コベカツ体験会 共催団体】



2022年4月設立

中学生を対象として、ラグビー部、フェンシング部、ドラゴンボート部、セーリング部、茶道部、メディア部の活動を定期的に各地で展開中



岩田 哲也代表の創部の想い

昨今の中学校部活動は、様々な制限がかかり活動自体が年々難しい状況になっています。『子供達にとって、とても大切で、かけがえのない多感な時期を何かに夢中になって取り組める環境をしっかりと整えてあげたい』そういった想いを共有する有志が集まりクラブを立ち上げました。

やうかいことば、まっさと抱きあえる
KOBE♦KATSU

市内各団体の紹介

【神戸大学起業部 (Plastruclub)】

- 現在の生徒のニーズに対応し、生徒自身が活動内容、日時、場所を選択して参加できるマッチングサイトを開発中。
- 中学生は、近くの学校で、回数を自由に選択して、複数の種目にチャレンジできる。(ダンス、卓球、サッカー、バスケ、バレエ、吹奏楽等)
- 来年1月に、ダンスと卓球の体験会を企画。種目経験のある大学生指導者を活用。PR動画を作成し、YouTubeで発信中。



やうかいことば、まっさと抱きあえる
KOBE♦KATSU

市内各団体の紹介

【神戸山手女子中スポーツクライミング部】

保護者による創部 ▶ コベカツの開始に向けて
NPO法人設立準備中

- ・ 2024年4月創部 毎週火・木16時～、土13時～活動中
- ・ 小学5年生からスポーツクライミングを始めた生徒（現中2）が、両親に相談したことがきっかけで創部。
- ・ コベカツへの参画を機に、神戸に「スポーツクライミングのコミュニティ」を広げたいとの意向。
- ・ 「クライミングのまち神戸」の推進に向けて、すでに民間助成を受けて活動中。



やりたいことに、きっと出会える
KOBE◆KATSU

KOBE◆KATSU体験会

【11月16日～12月22日部活動にはない種目を中心に実施】

テーマ：とにかく楽しむ“Let's Enjoy”

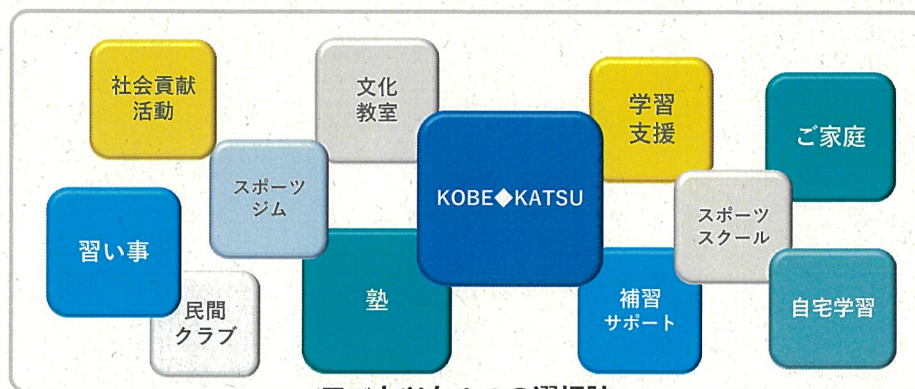
参加者：コベカツの移行期に中学1・2年となる、小学校5・6年生

実施種目：ボルダー、ダンス、ドッジボール、フェンシング、釣り、ラグビー、
茶道、華道、料理、美文字（書道） 計10種目を実施



やりたいことに、きっと出会える
KOBE◆KATSU

中学生の放課後・休日の新たな過ごし方



コベカツも1つの選択肢

中学生が放課後や休日の過ごし方を主体的に考え、判断するきっかけに！
「コベカツ」が子供たちにとってワクワクするような活動に！

PRODUCE KOBELAND
KOBE◆KATSU

やりたいことに、きっと出会える

KOBE◆KATSU



「コベカツクラブ」のあり方についての方針
～ 中学校部活動から「K O B E ◆ K A T S U」へ ～

2024 年 12 月

神戸市教育委員会

はじめに

中学校部活動は、子供たちが文化・スポーツ活動に親しむ機会を確保し、異年齢との交流の中で豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら神戸市においても、少子化による生徒数減少の影響により部活動の種目数が減るなど、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にあり、今後、やむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が大幅に増えるなど、学校単位での部活動の維持が困難になることが想定されます。

また学校の教育課程外の活動である部活動について、これまで教員が自身の時間を削り、顧問としてわずかな手当だけで支えてきましたが、全国的に教員の働き方が注目され、教員不足が深刻化する中で、教員が顧問を担う現在の部活動の仕組みは限界に近づいています。

神戸市では、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2026年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動」＝「K O B E ◆ K A T S U（コベカツ）」を開始します。

子供たちのニーズも大きく変わってきており、「コベカツ」ではこれまで部活動にはなかった種目も含めて、校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選択して活動することで、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値の創出にもつながることを期待します。

「コベカツ」には、これまで地域における文化・スポーツ活動の普及・啓発にご尽力されてきたスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO団体、地域団体をはじめ、幅広く多くの方々にご参画いただき、「神戸の地域クラブ」＝「コベカツクラブ」として多様な活動に取り組んでいただきたいと考えており、本方針を策定します。

本方針をご活用いただき、各クラブの活動内容や運営がより充実・発展することで、「コベカツ」が子供たちにとってワクワクするような活動となるよう願っています。

神戸市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 「K O B E ◆ K A T S U (コベカツ)」について	3
1-1. 神戸市における部活動地域移行の考え方	3
1-2. 「コベカツ」の特徴	3
1-3. 「コベカツ」の活動内容	4
1-4. 「コベカツ」の活動主体	4
1-5. スケジュール	5
2. 「コベカツクラブ」について	6
2-1. 「コベカツクラブ」の目指す姿	6
2-2. 「コベカツクラブ」の登録	6
2-3. 活動方針の策定	6
2-4. 活動計画の作成	7
2-5. 効果的な指導	7
2-6. 活動報告等	7
2-7. 適正なスタッフ等の配置	8
2-8. 教員の兼職兼業	8
2-9. 事故の防止及び健康管理	9
2-10. 休養日及び活動時間	9
2-11. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	10
2-12. 指導者研修	11
2-13. 「コベカツクラブ」に参加するための移動方法等	11
2-14. 中学校施設の利用	11
2-15. 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加	12
2-16. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	13
2-17. 保険の加入	13
2-18. 個人情報の取り扱い	13
2-19. 登録の取り消し	13
3. 神戸市教育委員会等の関わり	14
3-1. 神戸市教育委員会の関わり	14
3-2. 学校の関わり	14
4. その他	14

1. 「K O B E ◆ K A T S U (コベカツ)」について

1-1. 神戸市における部活動地域移行の考え方

神戸市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2026年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動」＝「K O B E ◆ K A T S U (コベカツ)」を開始します。

1-2. 「コベカツ」の特徴

- ①地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供します。
- ②子供たちは学校の枠を越えて、子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ③大人の価値観を押し付けることなく、「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子供たちの意向を尊重します。
- ④活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会事務局が公募し、審査を行った上で登録します。
- ⑤「コベカツ」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）にご負担いただきます。

「コベカツ」コンセプト

- ◆ 校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ◆ これまでの部活動になかった新種目や気軽に組み入れる活動などニーズに合った活動の場を提供します。
- ◆ 子供たちが活動の主役となり、大人の価値観を押し付けません。

〔参考〕部活動と「コベカツ」の違い

	部 活 動	「コベカツ」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指 導 者	教員、部活動指導員	多様な人材、希望する教員(兼職兼業)
参 加 者	当該校の生徒	生徒等（参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保 険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

1-3.「コベカツ」の活動内容

「コベカツ」は、アンケート等で把握した子供たちのニーズも踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、休日・長期休暇中などのレクリエーション的な活動や、複数の種目を経験できる活動も含まれます。技術の向上を目指す活動から、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

活動の種類（実施主体）			活動の主な目的	特徴
民間 クラブチーム	選手コース 普及クラス	民間	競技力向上 技術向上	資格を有した指導者等による 専門的指導
教室・講座	文化・スポーツ 教室	民間	技術・技能向上 趣味	資格を有した指導者等による 専門的指導
「コベカツ」	技術・技能向上を目指す クラブ	多様な 活動団体	技術・技能向上	競技経験のある指導者等による 専門的指導
	スポーツ・文化活動に親し むことを目的としたクラブ		機会確保 楽しむ・親しむ	趣味を一緒に楽しむような活動
	レクリエーションクラブ		趣味を楽しむ 多様な交流	

※指導する活動だけでなく、地域の方や保護者の見守りのもとで実施する活動も含まれます。

1-4.「コベカツ」の活動主体

「コベカツ」では、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体が、神戸市教育委員会の登録を経て活動主体（コベカツクラブ）となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出を目指します。

また、希望する教員にも参加いただけます。（兼職兼業）

地域の保護者や部活動OB等で指導に興味をお持ちの方が複数名で協力した上で、活動主体として申請いただくことも可能です。

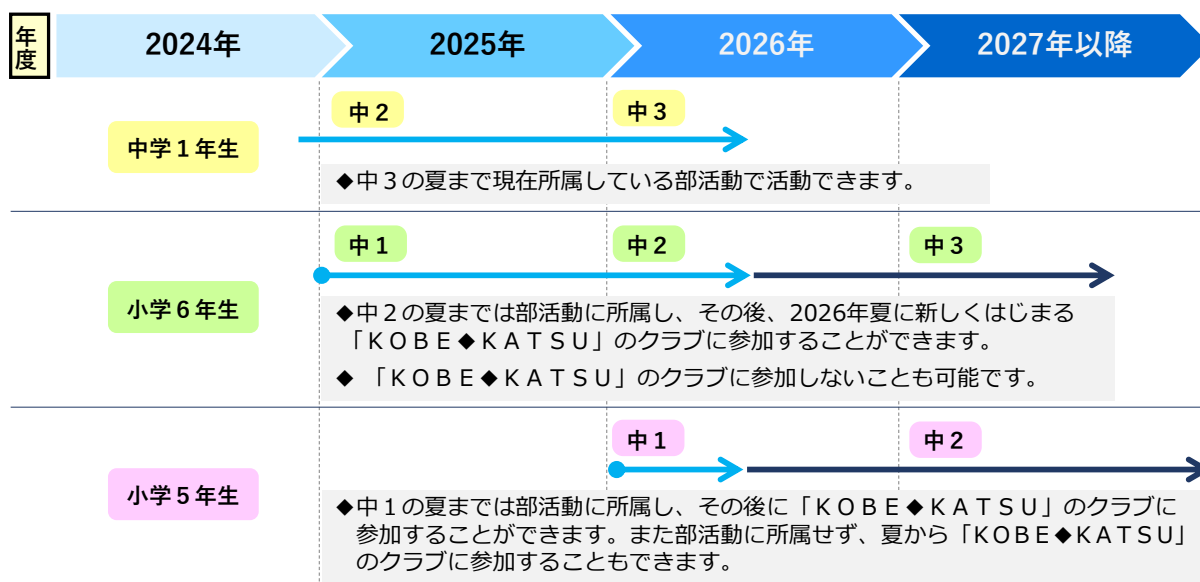


1-5. スケジュール

2024年度の中学1年生が3年生になって概ね部活動を引退する。2026年8月末をもって部活動を終了（一部の種目では柔軟に対応）し、2026年9月から「コベカツ」を開始します。なお、施設・設備等で部活動と競合しない活動など、準備が整った一部の活動については、先行実施できるよう取り組んでいきます。



〔参考〕移行期間における対応



2. 「コベカツクラブ」について

2-1. 「コベカツクラブ」の目指す姿

本方針の趣旨に沿って活動する地域クラブを「コベカツクラブ」とし、その活動は以下の3つを目指すものとします。

- (1) 子供たちが主体的に活動を選択し、一人ひとりに応じた多様な参加ができる。
- (2) 子供たちが安全に活動でき、学校生活とはまた違った形での多様な体験や豊かな交流を通じて、子供たちの健やかな成長につながる。
- (3) 子供たちをはじめとした参加者が、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことにつながる。

2-2. 「コベカツクラブ」の登録

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会に登録申請を行い、審査・登録を経て、中学生にスポーツや文化活動などの活動機会を提供します。登録申請については、「神戸市中学校部活動の地域移行におけるコベカツクラブ募集要領」に基づいて行うものとします。また、登録は年度ごとの更新制とします。
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、急遽やむを得ない場合を除き、活動を登録年度途中で終了することなく、最低1年間は活動するものとします。

2-3. 活動方針の策定

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、本方針に則り、活動方針を策定するものとします。
- ②活動方針には、「運営・活動体制」「活動内容」「活動頻度」「会費（参加費）」「定期的（少なくとも年1回以上）な会計報告」「参加者の範囲」「定員」「入退会の方法」「責任者・会計各1名」「その他必要な事項」などを定めるものとします。
- ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、広く活動方針を公表するとともに、その活動方針に則り運営を行うものとします。
- ④「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、活動方針を神戸市教育委員会へ提出するものとします。

2-4. 活動計画の作成

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、中学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮した上で、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成するものとします。
- ②活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、中学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

2-5. 効果的な指導

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、それぞれのスポーツ・文化活動の特性を踏まえた効率的かつ効果的な活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めるものとします。
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、参加者の多様なニーズに応えられる指導者等の養成や資質向上の取り組みを進めるとともに、神戸市教育委員会が実施する研修（2-13.参照）を受講するものとします。また参加者の安全・健康管理等に努め、必要に応じてスポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等との連携などにより、参加者を支援するものとします。
- ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、参加者の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うものとします。

2-6. 活動報告等

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会に登録の更新を行う際に活動実績を報告するものとします。
- ②神戸市教育委員会は、「コベカツクラブ」において適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会の指導助言に従うものとします。

2-7. 適正なスタッフ等の配置

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体のスタッフは、責任者や指導者など3名以上で構成することを原則とし、責任者は18歳以上（高校生は除く）とします。また、原則として大学等の学生だけでスタッフを構成することはできません。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、神戸市教育委員会と協議するものとします。
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が、複数の「コベカツクラブ」の運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができます。指導者が複数の「コベカツクラブ」で指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、神戸市教育委員会と協議するものとします。
- ③指導者の資格は必ずしも必要ではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。
- ④「コベカツクラブ」として、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。
- ⑤「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければなりません。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認しなければなりません。

2-8. 教員の兼職兼業

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、教員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。
- ②神戸市の教員が兼職兼業によって「コベカツクラブ」に従事する場合は、勤務校の校長の了承を得た上で、神戸市教育委員会に許可を得る必要がありますので、必ず確認するものとします。（他市町の教員についても同様）
- ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとします。

2-9. 事故の防止及び健康管理

「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- (1) 使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 使用する中学校施設（備品も含む）に不備があった場合、速やかに中学校又は神戸市教育委員会に報告する。
- (3) 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- (4) 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- (5) 使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (6) 使用する施設のどこにAEDがあるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講するよう努める。
- (7) 事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行う。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて、可能な限り速やかに神戸市教育委員会に報告する。

2-10. 休養日及び活動時間

- ①「コベカツクラブ」の活動は、基本的に自由参加を原則とし、競技志向の強い参加者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とするため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）に準じて、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとします。
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設を使用する場合、平日は16時から20時30分のうち2時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、各校の施設状況等を踏まえるものとします。
- ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、平日、学校の休業日を区別することなく、休養日を週当たり2日以上設けなければなりません。

- ④夏休みなど長期休業中は、別途調整を行うものとします。
- ⑤生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないものとします。
- ⑥中学校における定期考査の実施1週間前から実施までの期間や、学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。
- ⑦上記のほか、参加者が他の活動（学習活動等）を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

2-1 1. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全てのスタッフが持ち、それらを根絶するための取り組みを機会あるごとに行うものとします。

スタッフは、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

- (1) 殴る、蹴る等。
- (2) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
〔例〕
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (4) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- (5) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするよう）な発言を行う。
- (6) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

文部科学省「平成 25 年 5 月 運動部活動での指導のガイドライン」より

2-1 2. 指導者研修

「コベカツクラブ」の指導者（見守りのみを行うスタッフを含む）は、神戸市教育委員会が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。（※研修内容は、追加・変更する場合があります。）

- (1) 中学生の指導にあたり配慮すべき事項
- (2) 安全管理
- (3) 熱中症予防
- (4) ハラスメント防止

2-1 3. 「コベカツクラブ」に参加するための移動方法等

- ①「コベカツクラブ」の活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するかクラブと情報共有するとともに、利用する中学校や公共施設等の定められた規則に従うものとします。
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、使用施設の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとします。
- ③「コベカツクラブ」の参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。また、中学校で定められたルールに従うものとします。
- ④「コベカツクラブ」として練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するものとします。参加者の移動中における引率については、必須とするものではありません。
- ⑤「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合には、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

2-1 4. 中学校施設の利用

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用を希望する場合は、登録申請時に、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載の上、提出し、神戸市教育委員会において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、別途協議の上、決定するものとします。

-
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会が定める方法により、教育長の許可を受け、中学校施設を使用するものとします。
 - ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の原状復帰を原則とします。
 - ④「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。
 - ⑤中学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を使用することはできますが、消耗品（個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として各運営団体・実施主体において準備するものとします。
 - ⑥中学校施設内は、禁煙・禁酒とします。
 - ⑦そのほか、中学校施設の使用にあたっては、別途定める「コベカツにおける中学校施設の使用に関する規程」（今後策定予定）を遵守するものとします。
 - ⑧教育長は、「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用許可の条件に違反し、そのほか本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができます。

2-15. 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加

- ①中学校体育連盟主催大会への参加を希望する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、兵庫県中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出し、地域クラブとして認可を受ける必要があります。必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、兵庫県中学校体育連盟のホームページを参照してください。

【兵庫県中学校体育連盟ホームページ】

<https://www.hyogo-sports.jp/federation/>



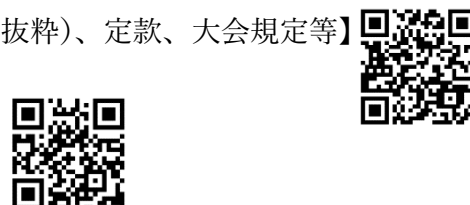
- ②吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、兵庫県吹奏楽連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

【全日本吹奏楽連盟ホームページ：連盟規定（抜粋）、定款、大会規定等】

<http://www.ajba.or.jp/company.html#kitei>

【兵庫県吹奏楽連盟ホームページ】

<https://www.hyogokensuiren.com/>



- ③そのほか各連盟主催のコンクール等への参加を希望する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、各連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

2-16. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。「コベカックラブ」としての活動は、営利を主目的としないものとします。

また、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」】



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

2-17. 保険の加入

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。争訟対応に關しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。

2-18. 個人情報の取り扱い

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。

参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければなりません。

2-19. 登録の取り消し

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体が本方針において定められた事項を遵守せず、神戸市教育委員会の指導に従わない場合には、神戸市教育委員会は運営団体・実施主体を公表し、登録を取り消すことができます。

3. 神戸市教育委員会等の関わり

3-1. 神戸市教育委員会の関わり

- ①神戸市教育委員会は、「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。
- ②神戸市教育委員会は、「コベカツクラブ」の安全な活動の実施に向けて下記の取り組みを行います。
 - (1) 熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等について、研修を実施します。
 - (2) 神戸市の関係部署と連携し、「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体へ、様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介します。
- ③神戸市教育委員会は、「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行います。
- ④神戸市教育委員会は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、「コベカツクラブ」の活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。

3-2. 学校の関わり

- ①学校は、当該校の生徒の「コベカツクラブ」への参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて「コベカツクラブ」の活動内容等について、生徒に案内するものとします。
- ②学校は、当該校の施設を使用する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体から、必要に応じて活動実績の報告を受け、指導助言等を行うものとします。
- ③学校は、当該校の施設を使用する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行うものとします。

4. その他

神戸市教育委員会は、国において部活動の地域移行に関する新たな方針が示された場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。

神戸市中学校部活動の地域移行における「コベカツクラブ」募集要領

1. 目的

神戸市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和8年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動」＝「K O B E ◆ K A T S U（コベカツ）」を開始する。

この取り組みの趣旨に沿って、活動主体（コベカツクラブ）として子供たちに安全な活動の場を提供できる運営団体・実施主体を募集するにあたり、その手続きについて必要な事項を定める。

2. 募集する「コベカツクラブ」の活動概要

（1）活動内容

- ・『「コベカツクラブ」のあり方についての方針』（令和6年12月策定）に基づき、スポーツ・文化活動（これまでの部活動にない種目を含む）を実施する。

※神戸市の中学校部活動の状況、児童・保護者のアンケート結果、小学4～6年生の児童のニーズ分析等を参考とすること。

（2）活動場所

- ・種目に応じた活動が可能な場所とする。（神戸市内であることが望ましい。）
- ・神戸市立中学校施設を使用することができる。ただし、使用の際には、今後策定予定の『コベカツにおける中学校施設の使用に関する規程』を遵守すること。

※現時点における学校ごとの施設及び設備一覧を参考とすること。

（3）対象

- ・中学1～3年生（ただし、幼児・児童や大人の参加も可）

（4）定員・会費

- ・運営団体・実施主体において定める。ただし会費については、主に中学校施設を利用するなどの工夫により、可能な限り低廉な金額を設定すること。

（5）活動時間

- ・平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度までを基本とする。
- ・中学校施設を使用する場合、平日は16時から20時30分のうち2時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、学校ごとの施設状況等を踏まえるものとする。
- ・夏休みなど長期休業中は別途調整を行う。

(6) 活動期間

- ・年度初めから年度末までの1年間
- ・年度ごとの更新制とし、神戸市教育委員会が定める事項について、年1回、指定する日までにWEB申請により届け出ること。

3. 運営団体・実施主体の応募資格等

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ①神戸市立中学校に在籍している中学生が活動に参加できること。
- ②神戸市が指定する研修を必ず受講すること。(活動に携わる指導者等は年1回の受講を必須とし、活動開始までに受講すること。)
- ③参加する子供たちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- ④団体の責任者は18歳以上(高校生は除く)とし、団体は少なくとも3名以上で構成すること。(大学等の学生だけで団体を構成することは不可)
- ⑤団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
- ⑥「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」(平成23年条例第29号)第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
- ⑦参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと。
- ⑧個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- ⑨上記のほか、『「コベカツクラブ」のあり方についての方針』(令和6年12月策定)に則った活動・運営を行うこと。

4. 質問受付と回答

本募集要領などに関し、不明な点等がある場合は質問書(様式1)を「9. 申請先・問い合わせ」に記載しているメールアドレスに提出すること。なお、提出された質問への回答は、神戸市ホームページに掲載する。

- ①質問書提出期限 令和7年1月31日(金)午後5時まで
- ②回答予定日
 - (1)令和7年1月10日(金)〔12月31日までの受付分〕
 - (2)令和7年1月24日(金)〔1月17日までの受付分〕
 - (3)令和7年2月7日(金)〔1月31日までの受付分〕

5. 応募方法

「e-KOBE」(神戸市スマート申請システム)にて応募を受け付ける。

第1次募集期間 令和7年1月16日(木)～令和7年2月16日(日)

※令和8年度までに複数にわたって募集を行う。中学校施設の利用調整は、募集期間ごとに行うこととし、第2次以降の募集では、原則として施設ごとにその時点で使用が決まっていない曜日・時間帯のみ利用調整を行う。

6. 審査の方法等

(1) 審査

- ・「e-KOBE」による申請時の入力内容をもとに、必要に応じて質問や確認等を行い審査する。

(2) 審査結果の通知

- ・審査結果はすべての応募者に文書で通知するほか、神戸市ホームページにおいて公表する。電話等による問い合わせには応じない。
- ・審査結果に対する異議申し立てはできない。

7. 活動開始までのスケジュール（予定）

令和7年1月16日（木）	「コベカツクラブ」募集開始
2月16日（日）	応募の締め切り
2月中旬～3月上旬	審査（必要に応じて質問・確認等）
3月中旬	審査結果通知
3月下旬	生徒・保護者に「コベカツクラブ」の周知
6月頃	「コベカツクラブ」募集開始（2回目）
9月頃～随時	可能なクラブにおいて先行実施
10月以降	状況に応じて「コベカツクラブ」追加募集
令和8年9月	「コベカツクラブ」活動開始

8. その他

- ①申請に要する費用は、提案者の負担とする。
- ②申請内容は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③審査の結果、登録された団体は、神戸市教育委員会が審査結果を公表する場合及び、今後の部活動の地域移行の推進にあたって必要な場合に、申請内容の一部を必要な範囲で使用するについて、あらかじめ承認するものとする。
- ④特定の中学校施設において、同一種目の活動内容の提案が複数あった場合は、必要に応じてヒアリングを行った上で、適切に活動を実施できるかどうか総合的に判断を行い選定するとともに、別の活動場所を提示する場合がある。
- ⑤質問・確認時の発言などは、審査の対象となるため留意すること。

9. 申請先・問い合わせ

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

神戸市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課 担当：魚山・高月・谷

電話：078-984-0728 ※受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:30

メールアドレス：kobe-katsu@office.city.kobe.lg.jp

〔参考資料〕

◎『「コベカツクラブ」のあり方についての方針』

https://kobe-katsu.smartkobe-portal.com/static/pdf/kobekatsu_policy.pdf



◎神戸市の中学校部活動の状況、児童・保護者のアンケート結果、
小学4～6年生の児童のニーズ分析等

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/65474/qkekka.pdf>



◎神戸市立中学校施設・設備一覧（以下ページ内リンク）

<https://kobe-katsu.smartkobe-portal.com/entry/>



◎「e-KOBE」（神戸市スマート申請システム）

令和7年1月16日公開予定